



ARIB STD-B64

超高精細度テレビジョン信号  
スタジオ機器間インタフェースにおける  
デジタル音声規格

Audio Data Format  
in the Interface for UHDTV Production Systems

標 準 規 格

ARIB STANDARD

ARIB STD-B64 1.0版

平成27年 3月17日 策 定

一般社団法人 電 波 産 業 会  
Association of Radio Industries and Businesses



## まえがき

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、超高精細度テレビジョン信号スタジオ機器間インタフェースにおけるデジタル音声規格について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者に積極的に活用されることを希望する。

### 注意：

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表 1 及び別表 2 に掲げる権利は、別表 1 及び別表 2 に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、別表 1 の場合には一切の権利主張をせず、無条件で当該別表 1 に掲げる権利の実施を許諾し、別表 2 の場合には適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表 2 に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。

ARIB STD-B64

別表 1

(第一号選択)

(なし)

別表 2

(第二号選択)

特許出願人	発明の名称	出願番号等	備考
日本放送協会	ARIB STD-B58 1.0 版について包括確認書を提出※1		

※1 : ARIB STD-B58 1.0 版について有効 (平成 27 年 3 月 10 日受付)

## 目次

まえがき	
第1章 一般事項	1
1.1 目的	1
1.2 適用範囲	1
1.3 参照文書	1
1.3.1 関連文書	1
1.4 参考文献	1
1.5 用語	2
第2章 音声データの多重	5
2.1 AES 音声	5
2.2 音声パケット	5
2.3 音声データパケット	5
2.3.1 音声データパケットの構造	5
2.3.2 ユーザデータワード (UDW) の構成	8
2.3.3 音声データパケットの生成に関する規定	12
2.3.4 音声データパケットの多重に関する規定	12
2.4 音声制御パケット	13
2.4.1 音声制御パケットの構造	13
2.4.2 ユーザデータワード (UDW) の構成	14
2.4.3 音声制御パケットの多重に関する規定	17
解説	19
1 規格内容の解説	19
1.1 音声データパケットの構造	19
1.2 ユーザデータワード(UDW)の構成	22
1.3 音声データパケットの生成	27
1.4 音声データパケットの多重	27
1.5 音声制御パケットの構造	28
1.6 音声制御パケットの多重	30